

令和6年2月 22 日  
記者発表資料  
(県政記者クラブ、神奈川建設記者会同時発表)

# 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定について

県では、適切な価格での契約及び建設労働者等の適切な賃金水準の確保を促進するため、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」(以下、「労務単価」という。)を、国と同様に令和6年3月1日付で改定します。これに伴い、改定前の労務単価に基づく契約について、請負代金額を変更できる特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項を適用します。

## 1 新労務単価の引き上げ率

- ・ 公共工事設計労務単価  
5. 6% (国土交通省が発表した神奈川県 48 職種の平均)
- ・ 設計業務委託等技術者単価  
5. 5% (全21職種の平均)

## 2 特例措置について

### (1) 特例措置の内容

令和6年3月1日以降に契約を締結した工事及び委託業務のうち、「令和5年度公共工事設計労務単価表」(令和5年4月1日)及び「令和5年度設計業務委託等技術者単価表」(令和5年4月1日)を適用して積算した契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できることとします。

### (2) 変更の方法

県は、受注者から請負代金額の変更についての協議の請求があった場合、請負代金額の変更協議を行います。

### (3) 協議の請求期限 契約締結後、1ヶ月以内

### 3 賃金等の変動に対するインフレスライド条項の適用について

#### (1) 対象工事

- ・ 令和6年2月 29 日以前に契約した工事で、基準日以降の残工事期間が2ヶ月以上あるもの。
- ・ 残工事費が1%を超えて変動している工事。

#### (2) 適用の方法

受注者は、残工事の工期が基準日(請求日から14日以内の範囲で定める)から2ヶ月以上必要であることを留意のうえ請求し、県との協議により変更額を決定する。

※ 算定式等詳細については、別添資料を参照して下さい。

特例措置による変更請負代金額の算定等 (資料1)

インフレスライド条項によるスライド額の算定等 (資料2)

#### 問合せ先

---

(特例措置等について)

神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課

課長 藤野 電話 045-210-6070

経理第二グループ 今井 電話 045-210-6083

(新労務単価について)

神奈川県県土整備局都市部技術管理課

課長 五十嵐 電話 045-210-6100

積算システムグループ 枝 電話 045-210-6112

## 特例措置による変更請負代金額の算定等

### 1 対象工事等

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、「令和5年度公共工事設計労務単価表（令和5年4月1日）」及び「令和5年度設計業務委託等技術者単価表（令和5年4月1日）」の単価を適用し、設計額を積算しているもの。

### 2 変更請負代金額の算定

変更後の請負代金額については、次のとおり算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times K$$

この式において、P(新)及びKは、それぞれ次のことを表すものとする。

P(新) = 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計額

K = 当初契約の落札率

## インフレスライド条項によるスライド額の算定等

### 1 適用対象工事

- (1) 請求に際しては、残工事の工期（2(3)に定める残工期）が基準日（2(2)）から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

### 2 請求日及び基準日等の定義

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### 3 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次の式により行う。

$$S(\text{増}) = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S(増)、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(増)：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$(P = \Sigma (\alpha \times Z)、\alpha：請負比率（落札率）、Z：官積算額)$$

- (3) 減額スライド額については、次の式により行う。

$$S(\text{減}) = [P2 - P1 + (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S(減)、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(減)：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$(P = \Sigma (\alpha \times Z)、\alpha：請負比率（落札率）、Z：官積算額)$$

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。